

医療税務 つつしん

No.104

株式会社 ムトウ コンサルティング統括部
札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114
<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>
令和4年8月

Q1

令和4年度の税制改正で、免税事業者の適格請求書発行事業者の登録手続きについて見直しがあったと聞きましたが、改正の内容を教えてください。

A

ポイント

1. 今年度の税制改正で、免税事業者がインボイス制度施行日から令和11年9月30日までの6年間、期の中途から適格請求書発行事業者の登録ができる経過措置が設けられた。
2. これにより、免税事業者が登録の必要性を見極め柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれますが、登録の取消しについては事業者免税点制度の適用が制限されます。

1 令和4年度税制改正による免税事業者の適格請求書発行事業者の登録手続きの見直し

(1) 免税事業者の課税期間の中途における適格請求書発行事業者への登録

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、経過措置が適用される令和5年10月1日の属する課税期間を除き、その登録日から適格請求書発行事業者となることができますこととされました。

(2) 改正前の取扱い

- ① 適格請求書等保存方式では、課税資産の譲渡等について適格請求書を交付する課税事業者は、あらかじめ所轄税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければなりません。
- ② このうち、免税事業者が課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに提出することとされていました。
- ③ なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者になる必要がありますが、登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、経過措置により課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。

(3) 改正前後の比較

【改正前（12月決算法人の場合）】 適格請求書発行事業者の登録申請書提出期限（11/30） ↓ 課税事業者選択届出書提出期限（12/31） ↓ 登録日（1/1）

令和5年12月期	令和6年12月期	令和7年12月期	令和8年12月期
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 （課税事業者）	適格請求書発行事業者 （課税事業者）

免税事業者は、経過措置が適用される令和5年10月1日の属する課税期間を除き、課税期間の中途から登録を受けることができません。

【改正後（12月決算法人の場合）】 適格請求書発行事業者の登録申請書提出

↓ 登録日（7/1）

令和5年12月期	令和6年12月期	令和7年12月期	令和8年12月期
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 （課税事業者）	適格請求書発行事業者 （課税事業者）

免税事業者は、今年度の改正によりインボイス制度施行後6年間は消費税課税事業者選択届出書を提出することなく、期の中途から適格請求書発行事業者の登録が可能となりました。

(4) 免税事業者が(1)の登録を受ける場合の簡易課税制度の選択手続き

基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、簡易課税制度を選択する手続きの原則は、適用を受ける課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

しかし、(1)の登録を受ける免税事業者が登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなされる経過措置が設けられています。

2 適格請求書発行事業者の登録の取消しと事業者免税点制度の適用の制限

上記1(1)の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者となることはできません。

【(12月決算法人の場合)】 適格請求書発行事業者の登録の取消し
を求める旨の届出書提出期限(12/1)

登録日 (1/1)		登録の効力消滅 (1/1~)	
令和5年12月期	令和6年12月期	令和7年12月期	令和8年12月期
免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者でない (課税事業者)	適格請求書発行事業者でない (課税事業者)
課税売上高 1,000万円以下	課税売上高 1,000万円以下	適格請求書発行事業者でなくなったとしても事業者免税点 制度を適用しない (課税事業者が強制される)	

Q2

いろいろある租税特別措置法の中で、最も使われているのは中小企業の法人税率の特例だと聞きましたが、適用件数が多いものは他にどのようなものがありますか。

A

ポイント

1. 法人税関係の租税特別措置の適用件数上位には、中小企業者等向け措置が多いのが目立ち、中小企業者等の法人税率の特例が最も多く992,154件、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が第2位で643,069件と続いている。
2. 医療関係では、医療用機器等の特別償却の適用件数が一番多く451件となっている。

1 租税特別措置の適用実態調査報告書にみる適用件数の多いもの

(1) 財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

- ① 財務省は、毎年法人税関係の租特の適用に必要な適用額明細書の提出があった法人数、適用額を取りまとめ国会に報告しており、最新の令和2年度(2年4月1日から3年3月1日までの間に終了した事業年度)分が令和4年1月に提出されましたが、適用件数の多い順に10措置を拾い、併せて、令和元年度、平成30年分の適用件数、適用額を一覧表にまとめたものが(2)の表です。
- ② 適用件数の順位は各年度とも概ね同様で、中小企業者等向けが6措置と多く利用されています。
- ③ 4位の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除は、大企業向けと中小企業向けの措置を合わせた件数で、内訳は大企業向け6,126件、中小企業向け93,229件でした。

(2) 租税特別措置の適用件数上位10措置一覧

順位	措置名	年度	適用件数	適用額(億円)
1	「中小企業者等の法人税率の特例」	2年度	992,154	39,175
		元年度	989,251	39,226
		30年度	960,103	37,662
2	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」	2年度	643,069	3,607
		元年度	586,013	3,415
		30年度	549,940	3,148
3	「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」	2年度	230,962	2,780
		元年度	214,271	2,549
		30年度	199,087	2,411
4	「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除」	2年度	99,355	1,650
		元年度	129,831	2,289
		30年度	131,201	3,525
5	「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」	2年度	26,166	163
		元年度	28,339	183
		30年度	28,311	186
6	「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却」	2年度	22,894	1,999
		元年度	25,591	2,338
		30年度	26,323	2,408
7	「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例」	2年度	17,933	104
		元年度	17,136	64
		30年度	16,143	71
8	「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却」	2年度	15,742	4,742
		元年度	17,325	5,685
		30年度	18,613	6,083
9	「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」	2年度	9,230	5,053
		元年度	9,726	5,574
		30年度	10,241	6,216
10	「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除」	2年度	7,337	96
		元年度	8,834	139
		30年度	7,856	141

2 医療関係の租税特別措置の適用実態調査

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から、医療関係の3措置の年度別適用件数、適用額をまとめると右の表のようになります。適用件数では、医療用機器等の特別償却が一番多いものの年度別では減少傾向にあり2年度は451件で、他の2年度の件数は、特定の医療法人の法人税率の特例200件、社会保険診療報酬の所得の計算の特例61件となっています。

措置名	年度	適用件数	適用額(億円)
「医療用機器等の特別償却」	2年度	451	18
	元年度	513	17
	30年度	617	26
「特定の医療法人の法人税率の特例」	2年度	200	350
	元年度	213	363
	30年度	212	424
「社会保険診療報酬の所得の計算の特例」	2年度	61	4
	元年度	59	5
	30年度	41	3